

入札公告(建設工事)

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和元年 12 月 2 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 九州新幹線建設局長 綿貫 正明

九建公告第 16 号

1 工事概要

- (1) 工事名 九州新幹線(西九州)、大村現業事務所新築(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 長崎県大村市植松3丁目地内
- (3) 工事内容 本工事は、九州新幹線武雄温泉起点 31 k m 900m 付近における大村現業事務所、倉庫、油庫の新築並びに建物に附帯する給排水衛生設備、空調・換気設備の工事である。
- (4) 工期 20 箇月間
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
- (9) 本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求め、予定価格作成の為の参考とする「見積活用方式」の試行工事である。
- (10) 本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす 2 者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)又は単体有資格者とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「当機構」という。)九州新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成 15 年 10 月機構規程第 78 号)第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成 31・32 年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構九州新幹線建設局管内建築」（以下「建築」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(注) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構九州新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 共同企業体の構成員又は単体有資格者は、建築 A に係る競争参加資格の認定を受けた者であること。

ただし、出資比率が最下位の共同企業体の構成員は、建築 A に認定されている者又は建築 B に認定されている者とする。なお、建築 B に認定されている者については、認定の際に客観的事項（共通事項）及び主観的事項について算定した点数の合計（以下「総合点数」という。）が 1,000 点以上の者とする。ただし、長崎県に本店を置く者は、建築 B に係る総合点数が 950 点以上の者とする。

(4) 共同企業体の代表者又は単体有資格者は、平成 16 年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下のア及びイに掲げる工事の施工実績を有すること。

ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、共同企業体の代表者又は単体有資格者は出資比率が構成員中最大のものに限る。

また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が 65 点以上のものに限る。

ただし、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

ア 鉄骨造で延べ面積 500 m²以上の新築、増築又は改築工事

イ 鉄道営業線近接工事

* 「鉄道営業線近接工事」とは、列車が運転されている線路内又は線路近くで行われる工事で、一般社団法人日本鉄道施設協会が交付する「工事管理者（在来線）資格認定証」又は「工事管理者（新幹線）資格認定証」あるいは関係する鉄道事業者の定める同様の資格を有する管理者を配置して施工する工事をいう。

(5) 当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成 29 年度及び平成 30 年度の当機構の工事成績が、2 年連続で平均が 60 点未満でないこと。

(6) 施工計画が適正であること。

工程管理に係わる技術的所見及び営業線近接工事に対する安全管理に留意すべき事項が適正であると認められること、又は、発注者が設定する入札説明書の別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）を満足する施工計画であること。

これらを満たさない場合は、競争参加資格を付与しない。

(7) 共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 共同企業体の構成員又は単体有資格者の配置する技術者は一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 共同企業体の代表者又は単体有資格者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した(4)アに掲げる工事の施工経験を有することと。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10%以上のものに限る。

ただし、出資比率が最下位の共同企業体の構成員の配置予定技術者については、(4)に掲げる工事の施工経験を必ずしも必要としない。

当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア 施工体制の評価について

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

イ 施工計画について

(ア) 工程管理に係わる技術的所見

(イ) 営業線近接工事に対する安全管理に留意すべき事項

ウ 企業の施工能力について

(ア) 平成16年度以降の2(4)に掲げる工事の施工実績

(イ) 当機構における指名停止等措置（指名停止等措置要綱別表第1第2項に基づく指名停止、警告又は注意をいう。）

エ 配置予定技術者の能力について

・配置予定技術者の施工経験（複数の配置予定技術者を申請した場合は、そのうち下位の施工経験を有する技術者をもって評価する。）

(2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、工事施工体制等に対し、施工体制評価点を与える。さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点は100点、施工体制評価点は最大30点とし、加算点は、(1)イからエまでに示す評価項目について、合計で最大20点を与える。

また、(3)におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

簡易な施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求められることがある。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)に示す評価項目に係る施工計画等をもって入札し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当支社等

〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号 シティ17ビル6階
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局 契約課 契約係

電話 092-283-9604 FAX 092-283-9624

電子メールアドレス keiyaku.kys@jr-tt.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 公告の日から入札書提出の期限の日まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス：<https://www.jr-tt.go.jp/>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア 提出方法

申請書及び資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書及び資料の容量が10MBを超える場合は、提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。また、1(8)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ 提出期間

令和元年12月3日(火)から令和2年1月9日(木)までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

ウ 提出場所

(1)に同じ。

(4) 積算に反映させるための見積書及び根拠資料を提出すること。

(5) 入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、1(8)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は(1)へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

イ 入札書の提出期限

令和2年2月12日(水)13時まで。

ウ 開札の日時及び場所

開札は、令和2年2月14日(金)10時に当機構九州新幹線建設局にて行う。

(6) 工事費内訳書及び施工体制確認調書の提出

第1回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書及び施工体制確認調書を提出すること。

(7) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札書(再度の入札を行う場合の入札書を含む。)を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金

請負代金額の10分の1(ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3)以上(保証金納付場所 三井住友銀行ベイサイド支店)。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 提出した申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 工事費内訳書を提出しない者等のした入札

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

4(1)に同じ。

(8) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる競争参加資格の要件を申請書及び資料提出時において満たせない者も4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、資格確認通知日において、当該要件を満たしていなければならない。

(9) 配置予定技術者の確認

落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(10) 本公告に記載する内容の詳細は入札説明書による。

6 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。